

資 料 提 供	
令和2年4月20日	
担当課（担当者） 電話	高等学校課（木村）（0857）26-7917
	特別支援教育課（小椋）（0857）26-7574
	小中学校課（宇山）（0857）26-7947

新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について

新型コロナウイルス感染症対策について、これまでも各学校において感染防止対策の徹底を図ってきているところですが、全国に緊急事態宣言が出されるとともに、県内においても新たに2名の感染者が出たことを受け、より感染防止に向けた取組を推進するため、下記のとおり対応することとしました。

記

1 県立高校における取組

(1) 部活動

4月21日（火）から臨時休業期間終了まで中止

※期間中、各学校で下校時間の分散化を図る

(2) 時差通学

4月21日（火）から4月24日（金）まで、一部の学校で時差通学を実施

＜鳥取西高校、鳥取湖陵高校、青谷高校（4/15から実施済み）、米子東高校＞

※5月7日（木）からは、上記の実施校の一部を他校に変更して実施を予定

※時差通学実施校以外の高校においても、列車内で同じ車輦にかたまって乗車し、「密」な状態をつくらぬよう、各学校において指導を実施

(3) 短縮授業等

各学校で、短縮授業や終了時間をずらす等の工夫をする

2 県立特別支援学校における取組

(1) 部活動

4月21日（火）から臨時休業期間終了まで中止

(2) 短縮授業等

各学校で、短縮授業や終了時間をずらす等の工夫をする

3 小中学校における取組

4月27日から5月6日までの臨時休校中、子どもたちがこれまで学んだ学習を復習することができるよう、市町村教育委員会（小中学校）に対し、子どもたちが自ら教科書を使って勉強する方法を伝え、併せて、各学校や県教育委員会が準備する学習プリントの活用を促していく。

併せて、eラーニング教材等を活用した学習を促進し、ネット環境のない児童生徒に対しては、3密をさけた形での学校のコンピュータールーム等の活用を推進する。

4 その他

引き続き、学校での感染防止対策の徹底を図るとともに、家庭において保護者等へ協力を依頼する。

- ・手洗いの徹底やドアノブなど児童生徒が手を触れる箇所やボールなど共用物品の消毒
- ・1時間に5～10分程度のこまめな換気、密集しない空間確保の工夫、近距離での会話や発生等を避ける等、3つの密（密閉、密集、密接）の回避
- ・家庭から学校に送り出す際の健康観察の徹底（登校前の検温、発熱等風邪症状や味覚・嗅覚の異常等体調不良の場合は登校を控える 等）
- ・教室等の換気（窓開放）に伴う肌寒さに備えた服装等の配慮
- ・帰宅時、食事前などこまめな手洗いの徹底
- ・人が集まる場所への外出をできるだけ控える